

大和市告示第103号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業所に係る指定障害児相談支援事業者を指定した。

令和8年5月28日

大和市長 古谷田 力

(1) 事業所番号	1473000824
(2) 指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地	ハートナーサリー 大和相談支援事業所 大和市中央林間九丁目17番4号
(3) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	株式会社美頼 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番17号 代表取締役 若森 貴子
(4) 指定年月日	令和8年5月1日
(5) 主たる対象とする障がいの種類	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の障害等